

## マイナンバーが証券会社・銀行・生命保険、投信に与える影響

多大なコストや事務負担はあるものの、NISA 開設時の住民票不要で NISA 稼働率が高まるなど、  
メリットも多く、税制でようやく欧米や韓国などに追いつくこととなる

国際投信投資顧問株式会社 マーケティング企画部 投信調査室長 **松尾 健治** (まつお けんじ)

「マイナンバー」導入（見込み）まで、あと1年数ヶ月だ。提案通りに導入されれば、2016年1月から証券会社や生命保険会社は顧客からの「マイナンバー」取得が必要になり、2018年度から銀行等で新規預金口座書類に「マイナンバー」記載が必要になる。導入に際して証券会社や銀行等にはコストや事務負担がかなり出てくるだろう。ただ、長期的にはメリットが大きく、税制でようやく欧米、韓国などに追いつくこととなる（日本は番号制度で18カ国中最下位）。さらに「マイナンバー」導入で少額投資非課税制度（NISA）開設時の住民票提出も不要になりそうである。ぜひ、課題をクリアして、良い形で「マイナンバー」が利用されていくことを期待している。

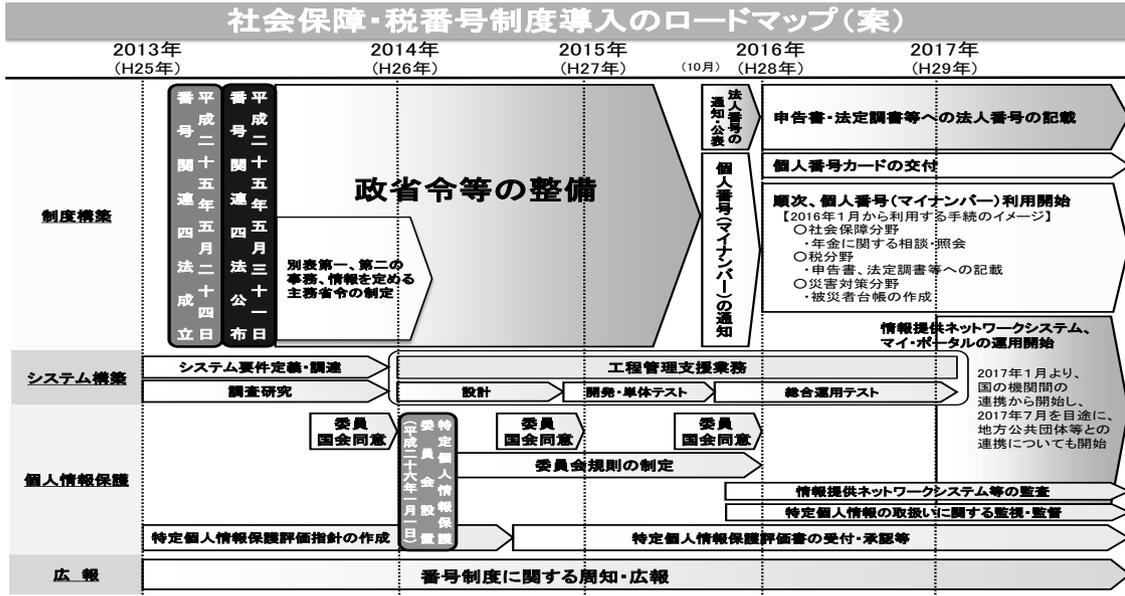
### 「マイナンバー」とNISA関連のこれまでの経緯、これからの見込み（NISA関連は◎印）

2014年4月10日現在

2013年 3月 1日 (済み)	マイナンバー関連4法案閣議決定、通常国会への(再)提出
2013年 3月 29日 (済み)	◎NISAが含まれる平成25年度(2013年度)税制改正(関連)法成立
2013年 5月 24日 (済み)	マイナンバー関連4法案成立
2013年 5月 31日 (済み)	マイナンバー関連4法案公布
2013年 8月 30日 (済み)	マイナンバーが金融庁・平成26年度(2014年度)税制改正要望に織り込まれる
2013年 12月 31日 (済み)	◎株式(投信)の配当や譲渡所得等の10%軽減税率廃止
2014年 1月～ (済み)	◎NISA開始
2014年 2月 11日～ 2月 24日 (済み)	マイナンバー法施行令案の意見公募
2014年 3月 28日 (済み)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令閣議決定
2014年 5月～ (見込み)	マイナンバー法施行規則の意見公募など政省令等の整備
2014年 6月までに (見込み)	マイナンバー制度を医療や金融などにも広げる中間案/ロードマップ(行程表)
2014年 12月頃 (見込み)	◎NISAの住民票不要が2015年度与党税制改正大綱に盛り込まれる可能性
2015年 1月～ (見込み)	◎NISAで金融機関(一つの金融機関)を毎年変更可能(再び開設可能)に
2015年 10月～ (見込み)	マイナンバー通知/付番開始(市町村が郵送)
2015年 12月頃 (見込み)	マイナンバーの預金口座記載が2016年度与党税制改正大綱に織り込まれる
2016年 1月～ (見込み)	社会保障分野、税分野、災害対策分野でマイナンバー利用 (フェーズ1)
2016年 1月～ (見込み)	顔写真付きの個人番号カードを希望者へ交付(住基カードの発行停止)
2016年 1月～ (見込み)	◎NISAの住民票が不要になる可能性(2015年度与党税制改正大綱次第)
2016年 1月～ (見込み)	◎金融所得課税一体化で金融所得内での損益通算が可能になる
2016年 1月～ 6月 (見込み)	通常国会へのマイナンバー関連法改正案提出
2017年 1月～ (見込み)	情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)運用開始(ネット確認、確定申告)

2017年1月～ (見込み)	カード提示で行政手続きや確定申告が可能になる(フェーズ2)
2018年10月をメドに (見込み)	民間や医療などへの利用拡大(フェーズ3)
2018年度～ (見込み)	新規預金口座書類へマイナンバー記載が必要になる
20??年?月～ (見込み)	既存預金口座書類へマイナンバー記載が必要になる

(出所: 内閣府及び首相官邸等のホームページより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)



(出所: 平成26年2月 内閣官房社会保障改革担当室「マイナンバー 社会保障・税番号制度」のp.21)

以上のように、着々と「マイナンバー」導入のステップが進む中、2014年4月8日、政府税制調査会（首相の諮問機関）の分科会である「マイナンバー・税務執行ディスカッ

ショングループ」より次のような内容が公表された（下線は国際投信投資顧問投信調査室、URLは後述「参考ホームページ」参照）。

○ 現行、証券会社等が顧客に支払った配当等の情報（配当調書）、株式等の譲渡に関する情報（株式等譲渡調書）、生命保険会社が顧客に支払った一時金の情報（生命保険一時金支払調書）といった法定調書を税務署に提出しており、これら法定調書にマイナンバーが付されることになる。

他方、銀行等が個人の顧客に支払う利子については、源泉分離課税で課税が終了することから、利子調書の提出が免除されている。したがって、銀行等の預金口座に関しマイナンバーは付されないこととなっている。

○ 社会保障について所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点からは、国民の多くが保有する預金が把握の対象から漏れている状態は改めるべきであり、預金口座へのマイナンバーの付番について早急に検討すべきである。

○ その際、預金口座へのマイナンバー付番は、マネーロンダリング対策や、預金保険などでの名寄せ、災害時の迅速な対応といった場面でも、その効果が期待できるとともに、将来的に民間利用が可能となった場合には、金融機関の顧客管理等にも利用できるものとなることも踏まえた検討が必要である。

○ 他方、預金口座への付番については、個人預金の口座数が10億口座を上回るとされているなか、金融機関のコストや事務負担など、執行面の課題を十分に検討する必要がある。いわゆる休眠預金の扱いや、預金者からの番号告知を促すインセンティブ、付番に要する準備期間等の幅広い論点について、海外における取組も参考にしつつ、実態を十分踏まえて、実務的に検討を進めていくべきである。

(出所: 2014年4月8日付マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ資料一覧の論点整理(案) p.7)

「マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ」の公表内容は、既に2014年3月18日付日本経済新聞朝刊で「預金口座にマイナンバー、政府検討、開設時に登録、脱税や資金洗浄防止」という見出しの記事が出ており、知られていたことでもある。記事の一部を引用すると、次の通りだ。

「政府は銀行の預金口座に預金者の税と社会保障の共通番号（マイナンバー）の登録を義務付ける方向で、銀行界との調整を始めた。まず、2018年度から新たに開く口座を対象にし、その後、既存の口座にも拡大する。…（略）…16年の通常国会に関連法の改正案を提出したい考えだ。…（略）…15年10月から国民全員が持つマイナンバーで確認できれば、国税庁や自治体などの行政機関にとって、脱税や生活保護の不正受給の防止などに役立つ。…（略）…15年10月までに結論を得て、15年末に決める16年度の税制改正に盛り込む方向だ。…（略）…住宅ローンや少額投資非課税制度（NISA）口座開設、住所変更などの申請にマイナンバーを使えば、住民票などの公的書類提出を不要にするといった利用法が考えられる」（下線は筆者）～以上が記事。

「マイナンバー」導入で、目先の課題は多い。全国銀行協会は2014年2月28日に「マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ」で、「わが国における膨大な銀行口座数（2013年9月末で7億8610万口座）」、「連絡が取れない可能性」、「付番のアクションがない可能性」、「システム投資額は新規預金口座だけで250億円、事務コストは50億円、既存口座にも広げる場合は、さらに数倍のコストがかかる」などと課題を挙げた。

証券会社は以上の銀行の口座数に比べればかなり小さく、全国152社の特定口座数で1575万口座である（2013年6月末現在）。ただ、先述通り、銀行よりも2年以上早い2016年1月から生命保険会社と共に税務署に提出する法定調書に「マイナンバー」を付ける、つまり証券会社及び生命保険会社は顧客から「マイナンバー」取得が必要になる見込みであり、その負担は大きそうだ。

なお、「見込み」と言っているが、「マイナンバー」についての法律は既に2013年5月24日・31日に成立・公布されている。ただ政省令等の整備が必要で、さらにその法律は

社会保障分野、税分野、災害対策分野だけである。つまり、2016年1月からは「社会保障分野、税分野、災害対策分野でマイナンバー利用」（フェーズ1）だけである。

その他の分野については「施行3年後（2018年10月）をメドに民間や医療への利用拡大を検討する」と法律の付則で定められる。その背景に、医療の個人情報に別扱いすべきとの反対があったこと、民間での利用に情報漏洩懸念が強かったこと、預金口座などに割り振ることで個人情報の国家管理が強まるとの反発があったことなどがある。そのため、今後、国会に関連法の改正案を提出、成立する必要がある。そして2018年度から銀行で新規預金口座書類へマイナンバー記載が必要となつて、2018年10月をメドに「民間や医療などへの利用拡大」（フェーズ3）となるのである。

これに伴い、多大なコストや事務負担が懸念される。だが、「マイナンバー（社会保障・税番号制度、法律上は「行政手続における特定の個人を識別するための番号）」は国民1人に1つの番号（12桁）を付け、個人情報をネットワークで連係させる仕組みであり（\*ここでは省略するが、法人等には「マイナンバーに相当する「法人番号」を付け）、所得がより正確に把握できるようになり、税収増につながり、社会保障の不正受給も防げ、そして、社会保障の受給手続きの際に住民票などの添付書類をそろえる必要がなくなるなどメリットも多い。

「マイナンバー」と投信の関係であるが、先の証券会社の口座以外では、NISAに関わってくるので、この点を述べておく。2013年8月30日公表の金融庁・平成26年度（2014年度）税制改正要望に示される通り、「NISA口座開設時の重複口座確認については、社会保障・税番号制度を用いることとし、口座開設時における住民票の写し等の提出を不要とすること」である。この「社会保障・税番号制度」が「マイナンバー」となる。「社会保障・税番号（マイナンバー）制度を用いることで、早ければ2016年1月以降にも住民票の写しなどの提出を不要とすることを要望する」（2013年8月27日付ロイター）と言われている。2013年12月12日公表の平成26年度（2014年度）与党税制改正大綱でこそ盛り込まれなかったものの、2014年12月頃公表される平成27年度（2015年度）与党税制改正大綱で盛り込まれれば、2016年1月以降、NISA口座開設時に住民票の写し等の提出が不要となる可能性が高くなる。

**金融庁平成26年度(2014年度)税制改正要望(2013年8月30日)**

<p><b>【要望事項】</b></p> <p>○NISA口座開設等の柔軟化</p> <p>①一年単位で、NISA口座を開設する金融機関の変更を認めること</p> <p>②NISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座を再開設することを認めること</p> <hr/> <p>○NISA口座開設手続等の簡素化</p> <p>NISA口座開設時の重複口座確認については、社会保障・税番号制度を用いることとし、口座開設時における住民票の写し等の提出を不要とすること</p>
---

(出所: 金融庁税制改正要望及び税制改正法等より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

NISA口座開設時の住民票写し提出不要は朗報だろう。現在、NISAの口座を開設するには金融機関に行って「非課税適用確認申請書 兼 非課税口座開設届出書」を提出する必要があり、その前に「本人確認書類」及び「基準日時点の住所を証する住民票の写し」を準備しなければ

ならない。必要となる住民票の写しは2013年1月1日現在(2014～2017年分)、2017年1月1日現在(2018～2021年分)、2021年1月1日現在(2022年～2023年分)のものと、時期も限定されている。

**少額投資非課税制度(日本版ISA=NISA)の「非課税適用確認書の交付申請書」の提出期間と勘定設定期間と基準日**

	「非課税適用確認書の交付申請書」の提出期間	勘定設定期間	基準日 (この日の住所を証する住民票の写し等を添付)
第一期 勘定設定期間	2013年(平成25年)10月1日～2017年(平成29年)9月30日の4年間	2014年(平成26年)1月1日～2017年(平成29年)12月31日の4年間	2013年(平成25年)1月1日
第二期 勘定設定期間	2017年(平成29年)10月1日～2021年(平成33年)9月30日の4年間	2018年(平成30年)1月1日～2021年(平成33年)12月31日の4年間	2017年(平成29年)1月1日
第三期 勘定設定期間	2021年(平成33年)10月1日～2023年(平成35年)9月30日の2年間	2022年(平成34年)1月1日～2023年(平成35年)12月31日の2年間	2021年(平成33年)1月1日

(出所: 2013年度税制改正法より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

もし、上記の日(基準日)の後に転居して住民票を移している場合には、引越し前の市町村区の窓口で「住民票の除票の写し」を(郵送)請求する必要がある。NISA口座開設者の立場からは、面倒でコストもかかる。金融機関によってNISA口座開設希望者から委任状を受け取り、それを金融機関自らが代行取得もしくは金融機関が取得代行業務をする業者に委託する場合もあるものの、この場合は金融機関のコスト負担が大きくなる。そして、口座開設に時間がかかることが問題とされている。「『貯蓄から投資へ』——。鳴り物入りで今年1月から始まったNISA(少額投資非課税制度)だが、個人マネーの市場への流入は思うように進んでいない。申し込みから実際の口座開設までかなりの「待ち時間」がかかり、その間に投資家の「意

欲」が冷めてしまうという事情がある。大きな障害として関係者から意識されているのが、4～6週間かかる税務当局の重複口座の確認作業だ(2014年2月6日付ロイター)。「マイナンバー」によりNISA稼働率が高まることが期待される。

ところで、このマイナンバーのような「国民ひとりに1つの番号を使い個人情報をネットワークで連係させる」ための番号制度は、欧米など、世界ではどうなっているか? 歴史があるのは米国である。米国に長く住んだことのある人は誰でも知っている「社会保障番号(Social Security Number/SSN)」は1936年から実施されている。年金や医療などの社会保障や納税はもちろん、銀行口座の開設、そして、直販投信の購入などでも、身分証明として必要となっている。

次に歴史のあるのがスウェーデンで、1947年から個人識別番号 (PIN) を導入している。隣国の韓国でも住民登録制度として様々なサービスで活用されている。最近では2009年にドイツが「税務識別番号」制を導入した。また、ISA本家である英国では1948年に国民保険番号 (National Insurance number/ NINO) を導入、米国と同様、色々と使われており、英国ISA/ Individual Savings Account (個人貯蓄口座) でも使われ、簡単にISA口座が作れている。

歴史があれば良い、というばかりでもない。OECD (経済協力開発機構) ではこうした番号制度の管理を「Digital

Identity Management/ デジタルIDマネジメント/ IdM」と呼んで重視しており、「Digital Identity Management 無しでインターネット経済は成り立たない」とさえ言っている。

OECDでは各国政府がどこまでIdMを国家戦略として進めているかを評価しており、最新2011年で日本は18カ国中最下位の「まだ開始していないステージ」となっている。最も進んでいるのはオーストリア、デンマーク、イタリア、韓国、オランダ、ニュージーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデンであり、米国は歴史こそあるものの、個人情報の保護などに課題があるということで日本ほどではないが、低いレベルになっている。

主要諸国の番号制度								
								
	ドイツ	アメリカ	スウェーデン	オーストリア	フランス	デンマーク	韓国	シンガポール
制度の名称	納税者番号制度	社会保障番号制度	個人番号制度	中央住民登録制度	住民登録番号制度	国民登録制度	住民登録制度	国民登録制度
番号の構成	11桁の番号 (無作為)	9桁の数字 (地域、 発行グループ、 シリアル番号)	10桁の数字 (生年月日、 生誕番号、 チェック番号)	12桁の数字 (無作為)	15桁の数字 (性別、出生年・月、 出生県番号、 出生自治体番号、 証明書番号、 チェック番号)	10桁の数字 (生年月日、無作為 な数字 (出生世紀、 性別))	13桁の数字 (生年月日、性別、 申告地番号、 届出順番号、 チェック番号)	13桁 (2つのアルファ ベットと7桁の数字) の番号 (発行世紀、出生年、 シリアル番号、 チェック番号)
付番対象	全ての居住者 (外国からの 移住者も)	・国民 ・労働許可を持つ 在留外国人 (本人からの任意 の申請に基づき 発行)	・国民 ・1年を超える 長期滞在者	・オーストリアで 出生した国民 ・国内に居住地を 得た外国人 ※国外に居住する 国民、一時的な 外国人居住者は 補助登録番号で 管理	・フランスで出生 した全ての人 ・フランスの社会 保障制度利用者	・デンマークで国民 登録する者 (既に 国民登録している 母親のもとデンマ ークで出生した者、 電子教会登録簿に 出生又は洗礼登録 した者、国内に3 ヶ月以上合法的に 居住する者) ・労働市場補助年金 基金に含まれる者、 など	・韓国に居住する 国民 (17歳到達時に 住民登録証の 発給申請義務 あり) ※韓国に90日以上 居住する外国人 には外国人登録 番号、在外国民 及び在外同胞に は国内居住申告 番号を付与	・国民 ・永住権所有者 ・就労許可を受けた 在留外国人
身分証明書 (カード等)	e IDカード (ICカード) (納税者番号の 記載なし)	社会保障番号証 (紙製)	なし (18歳以上の本人 が希望すれば 国民IDカード が取得可能)	市民カード (ICカード等の 物理的媒体では なく考え方、 要件を満たせば 保険証カードや 携帯電話も可)	ヴィタルカード (ICチップ搭載 の保険証)	なし (2010年、紙製ID カード廃止。国民 健康IDカード、 運転免許証、パス ポートに国民登録 番号が記載)	住民登録番号証 (17歳以上は常時 携帯。現在IC カードへの移行 を計画中)	国民登録番号証 (プラスチック製)
利用範囲	税務	年金、医療、 その他社会扶助、 行政サービス全般 の本人確認など	年金、医療、税務、 その他行政全般、 行政サービス全般 の本人確認など	年金、医療、税務な ど、計26の業務分野 で情報連携	年金、医療、税務、 その他 (選挙票の 交付) など	年金、医療、税務の他、 市民生活で必要となる 行政サービス	電子政府ログインID、 年金、医療、税 務など	電子政府ログイン ID、強制積立貯蓄制 度、税務など
民間利用	禁止 (税務に必要な 用途は可能)	制限なし	制限なし	本人同意があれば民 間分野番号を生成し て利用可能	許可が必要 (一部を除き殆ど 不可)	制限なし	制限なし	制限なし

(注1) 「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」(2011年3月内閣官房情報技術担当室(IT担当室))、「諸外国における社会保障番号等の在り方に関する調査報告書」(内閣府委託調査(野村総合研究所受託)2007年1月)等を基に内閣官房社会保障改革担当室で作成。  
(注2) ドイツでは行政分野を横断する形で個人識別番号を持つことは違憲とされたため、行政分野ごとに個人識別番号を採番している。自治体レベルの登録情報を連邦レベルへと集約したのち、全国民へ個別IDを付番したのとして、納税者番号制度を記載。

(出所: 平成26年2月 内閣官房社会保障改革担当室「マイナンバー 社会保障・税番号制度」のp.26)

以上、「マイナンバー」は多大なコストや事務負担など多くの課題があり、関係者にとっては大変な負担を強いられる。だが、これで日本もようやく税制が主要先進国並み

になると言えることであり、NISAなどのメリットも多い。ぜひ、課題をクリアして、良い形で「マイナンバー」が利用されていくことを期待している。

#### 【参考ホームページ】

「マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ」…「<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion2/>」、  
「首相官邸」…「<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2014/kakugi-2014032801.html>」、  
「社会保障・税番号制度」…「<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/link/government.html>」、  
「マイナンバー 社会保障・税番号制度」…「[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon\\_bunka/number/dai1/sankou.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dai1/sankou.pdf)」、  
「政府CIOポータル」…「<http://cio.go.jp/>」、  
金融庁・平成26年度(2014年度)税制改正要望…「[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2014/request/fsa/26\\_fsa\\_k\\_01.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/request/fsa/26_fsa_k_01.pdf)」、  
OECDの「Digital Identity Management and Electronic Authentication」「<http://www.oecd.org/internet/ieconomy/digitalidentitymanagementandelectronicauthentication.htm#idm>」。

(以上は筆者の個人的な見解である)

略歴: 1959年生まれ。静岡大学人文学部経済学科卒。日興アセットマネジメントのファンドマネージャー、リッパー・ジャパン(ロイター・ジャパン)のアナリスト、ドイチェ・アセット・マネジメントのストラテジストなどを経て2009年7月より現職。1987年より公益社団法人日本証券アナリスト協会検定会員。

著書: 日本実業出版社「本当に知りたい投資信託 儲け・手数料・評価のしくみ」(2007年10月20日発行)、青春出版社「図解『為替』のカラクリ」(2003年5月10日発行)、同「図解『為替』のカラクリ 賢く増やす! 外貨投資入門編」(2006年7月15日発行)、など。